

質 疑 回 答 書

1 番号 新潟市公告第 518号

2 件名 Microsoft 365 Apps for Enterpriseライセンス（令和5年11月納期分）

上記につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

質 疑 事 項	回 答
<p>契約期間について</p> <p>ESA プログラムではマイクロソフト社と新潟市役所様との契約後、発注・納品となりますが今回、11月30日までの納品では、11月にマイクロソフト社との契約書を作成し契約期間は令和5年11月1日～令和6年11月30日となりますでしょうか</p>	<p>令和5年11月に、落札者様を經由してマイクロソフト社と各種必要な手続きをするという認識です。ESAを利用する期間は令和5年12月1日から令和8年11月30日を予定しています。</p>